

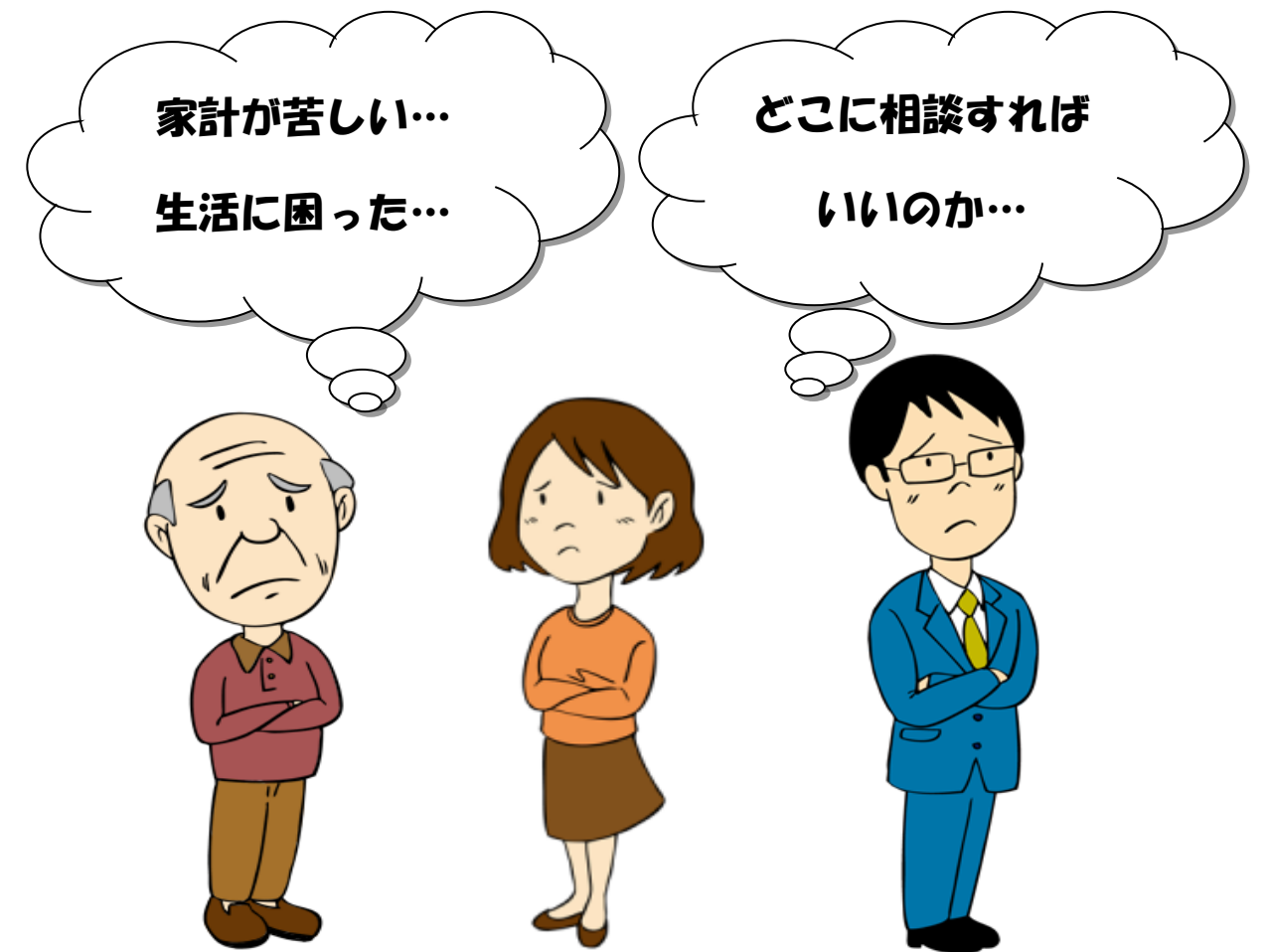
ご相談は…

# 甲斐市社会福祉協議会 地域サポート係

- ・相談日時 月～金（除く休日）8:30～17:15
- ・相談方法 原則予約制（**まずはお電話ください。**）
- ・TEL 055-277-1122（代表）
- ・FAX 055-277-1284
- ・所在地 〒400-0123 甲斐市島上条 3163  
（敷島保健福祉センター内）



## 生活に困っている方の 自立を支援します！



## もしも、生活に困ったときは… まずは、ご相談ください！

### 甲斐市社会福祉協議会

※この事業は、「甲斐市社会福祉協議会」が「甲斐市」から委託を受けて行う事業です。

# 誰もが**生活困窮**に陥るかもしれない **恐れ**があります

長引く景気の低迷など、雇用を取り巻く環境はいつそう厳しいものがあり、長期の失業・非正規雇用などによる低収入が増加し、働ける世代においても生活保護受給者が増加しております。

また、生活保護を受けている世帯のうち、4分の1の世帯主が生活保護世帯の出身という「貧困の連鎖」も続いています。

さらに家庭や地域では、単身世帯やひとり親世帯の増加、近所づきあいの希薄化による地域力（ご近所力）の低下など、社会的孤立も問題になってきております。

このような中、誰もが生活困窮に陥るかもしれない恐れ（リスク）があります。

平成27年4月、生活に困った場合でも自立した生活を送るための支援を確実・適切に受けられるように、「生活困窮者自立支援法」が施行されました。

## ◆◆◆ 対象となる方 ◆◆◆

対象となる方は、生活保護を受けている以外の方で、生活に困っていて、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方（生活困窮者）です。

経済的な問題で生活に困っている方、長く失業している方、引きこもりやニートで悩んでいる方、働いた経験がなく不安な方など、さまざまな課題・問題を抱えた方が対象です。

# 自立した生活に帰れるよう 一緒に**考え支援**します

## 自立相談支援事業

あなただけの支援プランを作ります。

生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは市社協の相談窓口にご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要か相談者と一緒に考え、必要な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

## 住居確保給付金の支給

家賃相当額を支給します。

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

※一定の資産収入等に関する要件を満たしている方が対象です。

## その他の支援

必要に応じて、緊急食糧支援など必要な支援を実施します。

## 相談支援の流れ

